

## 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

ページ

○ 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則  
(子ども・家庭支援課) 一

## 告示

○ 道路の供用開始 (道路課) 一

○ 洪水浸水想定区域の指定 (河川課) 一

## 公告

○ 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定 (森林整備課) 二

○ 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (教育庁施設整備課) 二

## 公安委員会

○ 宮城県公安委員会等が所管する行政手続等における情報通信の技術の利

用に関する規則の一部を改正する規則

○ 宮城県公安委員会等に係る手続等のうち、電子情報処理組織を利用して

行うことのできる手続等

六

## 規則

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年五月二十八日

宮城県知事 村井嘉浩

○ 宮城県規則第百十四号

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

(電磁的記録)

第十六条 婦人保護施設は、作成、保存その他これらに類するものうち、条例又はこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

## 附則

この規則は、令和三年七月一日から施行する。

## 告示

○ 宮城県告示第四百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年五月二十八日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年五月二十八日

宮城県知事 村井嘉浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	愛島名取線	名取市愛島小豆島字島東三二一七地先から 同市植松字山二八八番一〇地先まで	令和三年 五月二十八日

○ 宮城県告示第四百四十六号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区域を指定したので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年五月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

河川の名称	洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続期間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深	指定年月日
内 川	次の図面のとおり	令和三年五月二十八日
雫子尾川	〃	〃
出来川	〃	〃
津谷川	〃	〃

〔次の図面〕は、省略し、宮城県土木部河川課及び関係土木事務所に備え置いて、縦覧に供する。

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和三年五月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 令和三年度県有林管理業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 水産林政部森林整備課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 令和三年三月二十九日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 一般社団法人宮城県林業公社 仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号
- 五 契約金額 七千五百万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和三年五月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 視覚支援学校仮設校舎賃貸借 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び設計図書による。
- 3 履行期間 令和四年三月十五日から令和七年三月三十一日まで
- 4 履行場所 宮城県立視覚支援学校

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。  
 なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴

力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該物件一式に対し迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

9 当該物件設置の現場施工に着手する日までに、建設業法（昭和二十四年法律第百号）の定めるところにより、当該入札参加業者と直接雇用関係のある主任技術者又は監理技術者（以下「配置技術者」という。）をこの設置現場に配置できること。

なお、配置技術者は入札参加資格審査の手続きを行った日より三ヶ月以上前から入札参加業者と直接的な雇用関係にある者であること。

10 入札参加資格申請場所及び提出期限 物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、

宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ令和三年六月九日（水）午後五時まで申請すること。

また、入札を希望するすべての者は、入札説明書の定めるところにより配置技術者届出書を提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システム（以下「システム」という。）の利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては

認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書の定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇―八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁施設整備課県立施設第一班（担当 佐藤 栄喜 電話〇二二―二二―一三三三五）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和三年六月九日（水）まで2あてで申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和三年六月十七日（木）から令和三年六月二十五日（金）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和三年六月二十五日（金）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和三年七月一日（木）午前九時から令和三年七月九日（金）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和三年七月九日（金）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

と。

る。

- 二 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。
- 6 開札の日時及び場所  
令和三年七月十二日(月)午前十時 宮城県庁行政舎十五階 施設整備課内
- 四 入札に参加することができない者  
二に定める資格を有しない者
- 五 その他
  - 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
  - 2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第二号の規定による。
  - 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。
  - 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
  - 5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。
  - 6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - 7 契約書作成の要否 要
  - 8 入札執行の方法 一般競争入札
  - 9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
  - 10 詳細は入札説明書による。
- 六 概要
  - Summary
  - 1 Nature and Quantity of Service to be Procured : Leasing of a temporary school building for Miyagi Prefecture Special Needs School for the Visually Impaired (1 set)
  - 2 Planned Period of Contract : From March 15, 2022 to March 31, 2025 (36 and a half months)
  - 3 Place of Delivery : Miyagi Prefecture Special Needs School for the Visually Impaired (6-5-1 Kamisugi, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture)
  - 4 Deadline for Bid Submission : July 9, 2021 (Fri), 5 : 00 p.m.

5 Contact Information : SATO Eiki, Prefectural School Management Section 1, Facilities Management Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8423 Japan.  
Tel: 022-211-3353

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

## 公安委員会

○頭城県公安委員会規則第5号  
宮城県公安委員会等が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和3年5月28日  
宮城県公安委員会委員長 森山 博

改正前	改正後
<p>第1条～第3条 (略) (電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の申請等を行う者は、次に掲げる事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 第1項の申請等を行う者は、前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、公安委員会等が定める申請等については、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略) (電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の申請等を行う者は、次に掲げる事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信して行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 第1項の申請等を行う者は、前項の規定により入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、公安委員会等が定める申請等については、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p>

5 法令又は条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第1項の申請等が行われたときは、第2項の規定により入力\_\_\_\_\_された事項に係る書面等については、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

6 第2項の規定にかかわらず、第1項の申請等を行う者は、第3項の規定により電子証明書を送信するときは、当該申請等を書面等により行うときに法令又は条例等の規定により併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録のうち公安委員会等が別に定めるものについては、第2項第2号又は第3号に掲げる事項の入力\_\_\_\_\_を省略することができる。

7 第2項の規定にかかわらず、第1項の申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに法令又は条例等の規定により併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録のうち公安委員会等が別に定めるものについては、第2項第2号又は第3号に掲げる事項を入力\_\_\_\_\_することに代えて、当該書面等又は電磁的記録を提出しなければならない。

8 第2項の規定にかかわらず、第1項の申請等を行う者は、第2項第2号に掲げる事項を入力\_\_\_\_\_することに代えて同号に規定する書面等を、同項第3号に掲げる事項を入力\_\_\_\_\_することに代えて同号に規定する電磁的記録を提出することができる。

9 公安委員会等は、第1項の申請等を行う者が第2項第2号又は第3号に掲げる事項の入力\_\_\_\_\_をしたときは、当該入力\_\_\_\_\_に係る事項の確認のために必要な限度において、次に掲げるものを提出させることができる。

(1)～(3) (略)  
10 (略)

5 法令又は条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第1項の申請等が行われたときは、第2項の規定により入力\_\_\_\_\_された事項に係る書面等については、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

6 第2項の規定にかかわらず、第1項の申請等を行う者は、第3項の規定により電子証明書を送信するときは、当該申請等を書面等により行うときに法令又は条例等の規定により併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録のうち公安委員会等が別に定めるものについては、第2項第2号又は第3号に掲げる事項の入力又は送信を省略することができる。

7 第2項の規定にかかわらず、第1項の申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに法令又は条例等の規定により併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録のうち公安委員会等が別に定めるものについては、第2項第2号又は第3号に掲げる事項を入力し、又は送信することに代えて、当該書面等又は電磁的記録を提出しなければならない。

8 第2項の規定にかかわらず、第1項の申請等を行う者は、第2項第2号に掲げる事項を入力し、又は送信することに代えて同号に規定する書面等を、同項第3号に掲げる事項を入力し、又は送信することに代えて同号に規定する電磁的記録を提出することができる。

9 公安委員会等は、第1項の申請等を行う者が第2項第2号又は第3号に掲げる事項の入力又は送信をしたときは、当該入力又は送信に係る事項の確認のために必要な限度において、次に掲げるものを提出させることができる。

(1)～(3) (略)  
10 (略)

11 公安委員会等は、第1項の申請等を行う者が第2項第2号に掲げる事項について光学式読取装置を用いて電磁的記録に記録をして同項の規定により入力\_\_\_\_\_するときは、当該記録をした事項が同号に規定する書面等に記載されている事項と相違ない旨及び当該記録をした日時を記録させることができる。

第5条 (略)

11 公安委員会等は、第1項の申請等を行う者が第2項第2号に掲げる事項について光学式読取装置を用いて電磁的記録に記録をして同項の規定により入力し、又は送信するときは、当該記録をした事項が同号に規定する書面等に記載されている事項と相違ない旨及び当該記録をした日時を記録させることができる。

第5条 (略)

(申請等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第6条 情報通信技術活用令第6条第6項に規定する申請等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちその原本を確認する必要があるものと公安委員会等が認める場合
- (3) 前2号に掲げるほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

第7条 電子情報処理組織による処分通知等（電子情報処理組織を使用して行うことのできる処分通知等は、次の各号に掲げるものとする。）

- (1)・(2) (略)

(処分通知等の到達時期)

第8条 前条第1項の規定により行われた処分通知等は、次の各号により到達したものとみなす。

- (1)・(2) (略)

(電磁的記録による縦覧等)

第9条 公安委員会等は、電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等（情報通信技術活用令第3条第

電子情報処理組織による処分通知等）

第6条 電子情報処理組織を使用して行うことのできる処分通知等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1)・(2) (略)

(処分通知等の到達時期)

第7条 前条第1項の規定により行われた処分通知等は、次の各号により到達したものとみなす。

- (1)・(2) (略)

(電磁的記録による縦覧等)

第8条 公安委員会等は、電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等（情報通信技術活用令第3条第

10号に規定する縦覧等及び情報通信技術利用条例第2条第8号に規定する縦覧等を行う。)を行うときは、当該事項をインターネットを利用して表示する方法又は電磁的記録に記載されている事項を記載した書類を備え置く方法により行うものとする。  
(電磁的記録による作成等)

**第9条** 公安委員会等は、電磁的記録の作成等(情報通信技術活用法第3条第11号に規定する作成等及び情報通信技術利用条例第2条第9号に規定する作成等をいう。)を行うときは、当該事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって複製する方法により行うものとする。  
(氏名又は名称を明らかにする措置)

**第10条** 情報通信技術活用法第6条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって公安委員会が定めるもの及び情報通信技術利用条例第3条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名(当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書とともに送信されるものに限る。次項において同じ。)又は公安委員会等が定めるものとする。  
2・3 (略)

(その他の手続等)  
**第11条** 公安委員会等に係る手続等のうち、情報通信技術活用法第6条から第9条までの規定又は情報通信技術利用条例第3条から第6条までの規定の適用を受けないものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、特別の定めのある場合を除くほか、情報通信技術利用条例及びこの規則の規定の例による。  
(委任)

**第12条** この規則に定めるもののほか、公安

10号に規定する縦覧等及び情報通信技術利用条例第2条第8号に規定する縦覧等を行う。)を行うときは、当該事項をインターネットを利用して表示する方法又は電磁的記録に記載されている事項を記載した書類を備え置く方法により行うものとする。  
(電磁的記録による作成等)

**第10条** 公安委員会等は、電磁的記録の作成等(情報通信技術活用法第3条第11号に規定する作成等及び情報通信技術利用条例第2条第9号に規定する作成等をいう。)を行うときは、当該事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって複製する方法により行うものとする。  
(氏名又は名称を明らかにする措置)

**第11条** 情報通信技術活用法第6条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって公安委員会が定めるもの及び情報通信技術利用条例第3条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名(当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書とともに送信されるものに限る。次項において同じ。)又は公安委員会等が定めるものとする。  
2・3 (略)

(その他の手続等)  
**第12条** 公安委員会等に係る手続等のうち、情報通信技術活用法第6条から第9条までの規定又は情報通信技術利用条例第3条から第6条までの規定の適用を受けないものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、特別の定めのある場合を除くほか、情報通信技術利用条例及びこの規則の規定の例による。  
(委任)

**第13条** この規則に定めるもののほか、公安

委員会等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに必要な事項は、別に定める。

委員会等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに必要な事項は、別に定める。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

○宮城県公安委員会告示第60号

宮城県公安委員会等が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成30年宮城県公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)の規定により、宮城県公安委員会等に係る手続等のうち、電子情報処理組織を使用して行うことのできる手続等を次のとおり定め、令和3年6月1日から施行する。

なお、これに伴い、宮城県公安委員会等に係る手続等のうち、電子情報処理組織を利用して行うことのできる手続等(平成30年宮城県公安委員会告示第7号)は廃止する。

令和3年5月28日

宮城県公安委員長 森山 博

1 規則第4条第1項第2号に規定する別に定める申請等は、別表の左欄に掲げる法令等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づき申請等を行う場合において、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この2において同じ。)の送信(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。)の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分(以下この2において「申請部分」という。)をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。)ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの(以下この2において「ワンタイムURL」という。)を受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する措置とする。

3 規則第6条の場合において、規則第4条の規定により申請等を行う者は、書面等(規則第6条に規定する部分に限る。)を提出しようとするときは、公安委員会等が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしてしなければならない。

- 4 規則第7条第1項第2号に規定する別に定める処分通知等は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項（同項ただし書の規定による申請に限る。）の規定に基づき処分通知等とする。
- 5 規則第11条第1項の公安委員会等が定めるものは、別表の左欄に掲げる法令等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づき申請等を行う場合において、規則第4条第2項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信することとする。

別表

法 令 等	規 定
道路交通法 (昭和35年法律第105号)	第78条第1項、第4項及び第5項
警備業法 (昭和47年法律第117号)	第16条第2項及び第3項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則 (平成3年国家公安委員会規則第4号)	第17条第1項